

在留資格認定証明書の交付を受けずに「興行」の査証を申請する際に必要な書類等一覧（プロスポーツ選手、トレーナー等として試合に参加する場合等）

平成26年3月

1. 旅券（査証欄の余白が2頁以上あるもの。旧旅券を保有されている場合には旧旅券も併せて提出願います。）
2. 査証申請書（当館ホームページよりプリントアウトしたもの又はJVAC備え付けのもの）
1部
3. 写真（申請前6ヶ月以内に撮影された縦4.5cm×横4.5cm、白黒、カラーを問わず無修正、無背景で鮮明なもの。申請書に貼付）
1枚
4. 質問票（該当箇所にチェック及び記入、申請者の署名が必要）
英語版またはタイ語版のいずれか1部
5. 住居登録証（タビアン・バーン）
原本・写し各1部
6. 履歴書
1部
7. 所属するプロ団体が作成したプロスポーツ選手、トレーナー等であることを証明する文書
原本1部
8. 公式な戦歴証明書（プロ団体又は興行を行う競技場が作成したもの、または申請者の氏名が掲載された最新の世界ランキング等）
原本1部
9. 招聘理由書又は契約書
原本・写し各1部
10. 過去に行った試合の様様を撮影した写真、新聞記事、雑誌記事等
1部
11. 初めての渡航で改姓・改名歴のある方、又は前回の渡航後、改姓・改名をされた方は、改姓・改名を証明する書類（改姓・改名証明書、婚姻、離婚証明書等）
原本・写し各1部
12. 一定の条件を満たす方は代理申請が可能です。代理申請の場合には、申請者直筆の委任状が必要です。

※世界ランキング上位者等著名な選手については上記6. 7. および10. の書類は省略して差し支えありません。

[留意事項]

申請の際には、次の事項について留意願います。

1. 提出書類が不備な場合は、申請は受理されません。
2. 旅券返却日は JVAC において申請時に旅券と引き替えにお渡しする受理票に記載されていますのでご確認下さい。最短で査証申請受付日を含めて 5 業務日目に返却しております。また、査証を発給した場合には旅券に査証を貼付してあります。しかしながら、初めて日本へ渡航される方等、渡航目的やその他個別の事情により審査に 5 業務日以上を要すると思われる方については、場合によって追加書類の提出をお願いするほか、申請人の方との面接や日本の外務省への照会等が必要となりますので、審査が終了した時点で JVAC から連絡致します。希望の渡航予定日までに審査が終了しないことがありますので、日数に余裕を持って早めに申請願います。[申請から 10 日以上経過しても JVAC から連絡がない場合はお電話で審査状況をお問い合わせ頂くことが可能です。その際には受理票に記載された受理番号（アルファベットと数字 6 桁）およびバーコード番号（数字 8 桁）の 2 種類をお伝え下さい。]なお、早期発給要請には対応致しかねる場合もありますので留意願います。
3. プロスポーツ選手が賞金トーナメントに参加する場合は短期滞在査証ではなく、興行査証を申請願います。

■ お問い合わせはタイ語、英語、日本語いずれでも構いません
在タイ日本国大使館領事部査証班又は日本査証申請センター (JVAC)

- 在タイ日本国大使館領事部査証班

Tel: 0-2207-8503、0-2696-3003

Fax: 0-2207-8511

Website: <http://www.th.emb-japan.go.jp/>

- 日本査証申請センター (JVAC チットロム・センター)

Tel: 0-2251-5197-8

E-mail: info.jpth@vfshelpline.com

Website: <http://www.jp-vfsglobal-th.com>

- 日本査証申請センター (JVAC シーロム・センター)

Tel: 0-2632-9801

E-mail: info@japan-visa-center.co.th

Website: <http://www.japan-visa-center.co.th>